

# 電子マニフェストの普及状況と普及促進の取組み

## 電子マニフェストセンター

### 1 電子マニフェストの普及状況と普及促進の取組み

「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月19日閣議決定）に掲げられた電子マニフェスト普及目標（令和4年度において普及率70%）については、国、地方公共団体、関係団体等の協力を得て普及活動を進め、前倒しで令和3年12月に達成しています。

JWセンターでは、引き続き重点普及対象をはじめとする排出事業者及び加入の少ない収集運搬業者に電子マニフェストへの加入を促進することにより、令和5年度末において加入者数は33.5万者、年間登録件数は4,100万件の普及を見込んでいます（表1）。

あわせて、システムの安定運用と利便性の向上を図るとともに、電子マニフェスト情報の有効活用に向けた取組みを積極的に展開します。

表1 電子マニフェストの加入者と年間登録件数

年度	加入者数	加入者数の内訳			登録件数	電子化率 <sup>※1</sup>
		排出事業者	収集運搬業者	処分業者		
2019年度	240,099	209,923	21,063	9,113	31,304,330	62.6%
2020年度	271,587	239,435	22,738	9,414	32,555,470	65.1%
2021年度	304,128	270,091	24,384	9,653	35,845,687	71.7%
2022年度	308,160	272,038 <sup>※2</sup>	26,227	9,895	38,534,000	77.1%
2023年度 (見通し)	335,400	297,970	27,400	10,030	41,000,000	82.0%

※1 第三次循環型社会形成推進基本計画（2015年5月閣議決定）の普及率（電子マニフェスト件数÷年間総マニフェスト数5,000万）より算出

※2 少量排出事業者でJWNETの利用実績のない者の解約（約3万者）が進んだため、例年よりも小幅に増加

#### (1) 重点普及対象への普及活動

- ①電子マニフェスト導入によるメリットが大きい多量排出事業者への普及促進を図ります。
- ②産業廃棄物の排出量が多い種類（汚泥、がれき類）において、電子マニフェストの利用割合が比較的に少ない下水道業（汚泥）、建設業（がれき類）の普及促進を図るため、関係業界団体等と連携し、説明会の機会を設けるなど加入の働きかけを強化します。
- ③国、地方公共団体等が発注する公共事業での電子マニフェストの利用を促進するため、公共事業の所管府省、都道府県等の廃棄物担当部局、入札・契約の担当部局等に対し、公共事業における電子マニフェストの利用の促進を要請します。

## (2) 電子マニフェスト導入説明会

国、地方公共団体、関係業界団体等と連携し、電子マニフェスト導入説明会（導入実務説明会、操作体験セミナー）を、Web 会議システム等を活用して開催しているほか、テキスト及び説明動画をホームページに公開し、いつでも視聴できるようにしています。

## (3) 加入者サポート

電子マニフェストを円滑に導入・利用していただくため、ホームページを通じて電子マニフェストへの加入方法や利用方法等の周知を図ります。

## 2 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理及びシステム更新

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化し、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持します。

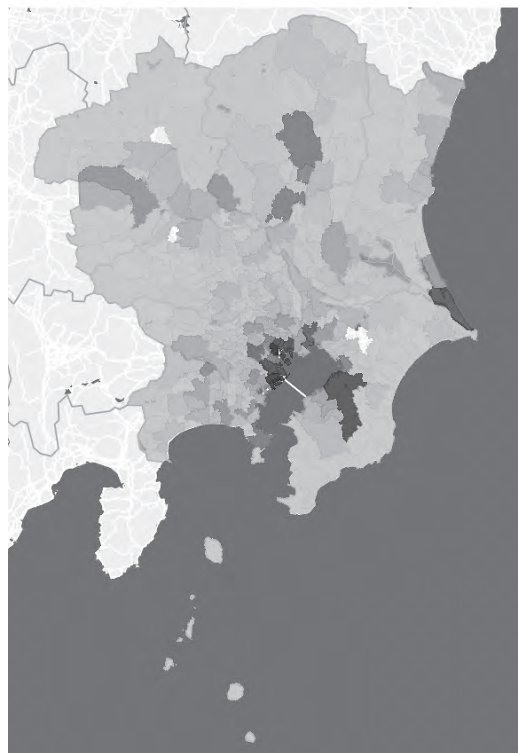
また、令和3年12月から運用開始した課金請求システムについて債権管理等の機能追加やインボイス制度への対応等、機能改善を進めている。

## 3 電子マニフェスト情報の有効活用等の検討

電子化されたマニフェスト情報をビッグデータとして、循環型社会の形成に向けて役立つよう幅広く活用することを目指し、電子マニフェスト情報の有効活用に積極的に取り組みます。産廃統計・各種届出等へのデータ活用や電子マニフェスト BI ツールを用いた情報提供の高度化に向け、データ精度の向上や付加価値の高い情報提供の手法等について検討します。

トン換算数量

0.071 268,821.42218



HP より

(2021 年度に電子マニフェストで把握された関東ブロックにおける処理委託量)

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/data/area.html#02>